

## 志摩市における「宿泊税」の導入（案）に関する 意見募集について（募集要項）

- 【目的】** 志摩市における観光産業の持続的な発展のため、新たな財源を確保することを目的とした宿泊税の導入を検討しております。  
このたび市の導入案をまとめましたので市民の皆さんとの幅広いご意見を募集します。
- 【実施主体】** 志摩市
- 【募集期間】** 令和8年1月20日（火）～令和8年2月20日（金）
- 【募集対象者】**
- ①市内に住所を有する者
  - ②市内に事務所又は事業所を有する個人および法人その他の団体
  - ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - ④市内の学校に在学する者
  - ⑤その他「宿泊税」の導入に関して利害関係を有する者
- 【素案の公表方法】**
- ①市ホームページに掲載
  - ②市役所1階ロビー（情報コーナー）での閲覧
  - ③税務課（志摩市役所2階⑨番窓口）の窓口での閲覧
  - ④観光・プロモーション課（志摩市役所3階⑬番窓口）の窓口での閲覧
  - ⑤各支所窓口での閲覧
- 【意見等の提出方法】**
- ①税務課又は観光・プロモーション課窓口へ書面の持参
  - ②各支所への書面の持参
  - ③郵送
  - ④ファクシミリ（0599）44-5261
  - ⑤電子メール zeimu@city.shima.lg.jp
- ※意見等をご提出いただく方は、住所、氏名、連絡先及び募集対象者であることを示す事項を明らかにしていかなければなりません。
- 【結果の公表】** 提出された意見につきましては、次に掲げる事項を公表します。  
(但し、氏名等の個人情報は除きます。)
- ①提出された意見の概要
  - ②提出された意見に対する市の考え方

※問い合わせ先

〒517-0592 阿児町鵜方3098-22

志摩市役所 総務部 税務課 Tel44-0211/Fax 44-5261

観光経済部 観光・プロモーション課 Tel44-0005

E-mail [zeimu@city.shima.lg.jp](mailto:zeimu@city.shima.lg.jp)